

3.9市民フォーラム「PFAS水質基準の根拠が崩れた」

# PFAS水質基準の設定及びリスク評価 に関する制度設計への疑問

化学物質問題市民研究会 / 高木基金顧問

藤原 寿和

# 経緯について～厚労省から環境省へ

- 2002年（平成14年）7月24日付け厚生労働省発健第0724001号 厚生労働大臣より厚生科学審議会長あて「水質基準の見直し等について」諮問（注）「水質基準」は水道法第4条第2項の規定に基づき定められる基準
- 2003年（平成15年）4月28日 厚生科学審議会答申（厚科審第5号）「水質基準の見直し等について」
- 2008年（平成20年）12月、厚生科学審議会生活環境水道部会はPFPS及びPFOAを水道要検討項目に位置づけることを提案
- 2010年（平成22年）2月2日の「第8回厚生科学審議会生活環境水道部会」（以下「水道部会」）で「水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類に関する考え方」が了承
- 2020年（令和2年）3月、水道部会がPFOS及びPFOAの合算値で50ng/Lを暫定目標値とすることを了承
- 2021年（令和3年）1月、環境省がPFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議を設置。環境基本法第16条に基づく水質汚濁に係る水質環境基準健康項目等の設定等の検討を開始

## 経緯について～厚労省から環境省へ(続き)

- 2023年(令和5年)5月26日公布「生活衛生関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」に基づき、水道に関する水質基準の策定等水質または衛生に関する事務を2024年(令和6年)4月1日に、厚労大臣から環境大臣に移管
- 2024年(令和6年)6月25日に内閣府食品安全委員会が評価書を公表
- 2025年(令和7年)1月10日環境大臣(浅尾慶一郎)から中央環境審議会会長(高村ゆかり)に「水道における水質基準等の見直しについて」諮問
- 2025年(令和7年)2月6日、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会「水道水質・衛生管理小委員会(第1回)」及び「人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会(第1回)」を合同で開催。①『水道における水質基準等の見直しについて(第1次報告案)』、②『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて(第7次報告書案)』出される。【内容】①現行の「水質管理目標設定項目」を「水質基準項目」とする。その値はPFOS・PFOA合計値で50ng/Lとする。②「指針値(暫定)」を「指針値」とする。数値はPFOS・PFOA合計値で50ng/Lとする。

# 食安委評価への疑問

今回のような国民生活に重大な影響をもたらす政策や事業を決定し進めるには、以下の二つの要件が重要

## 1. 手続き上の問題

政策決定に至る手続きが「適正手続」いわゆるDue Process、すなわち民主的、公正性、透明性（公開）、総合性、一貫性、法治性などを担保しているか否か？

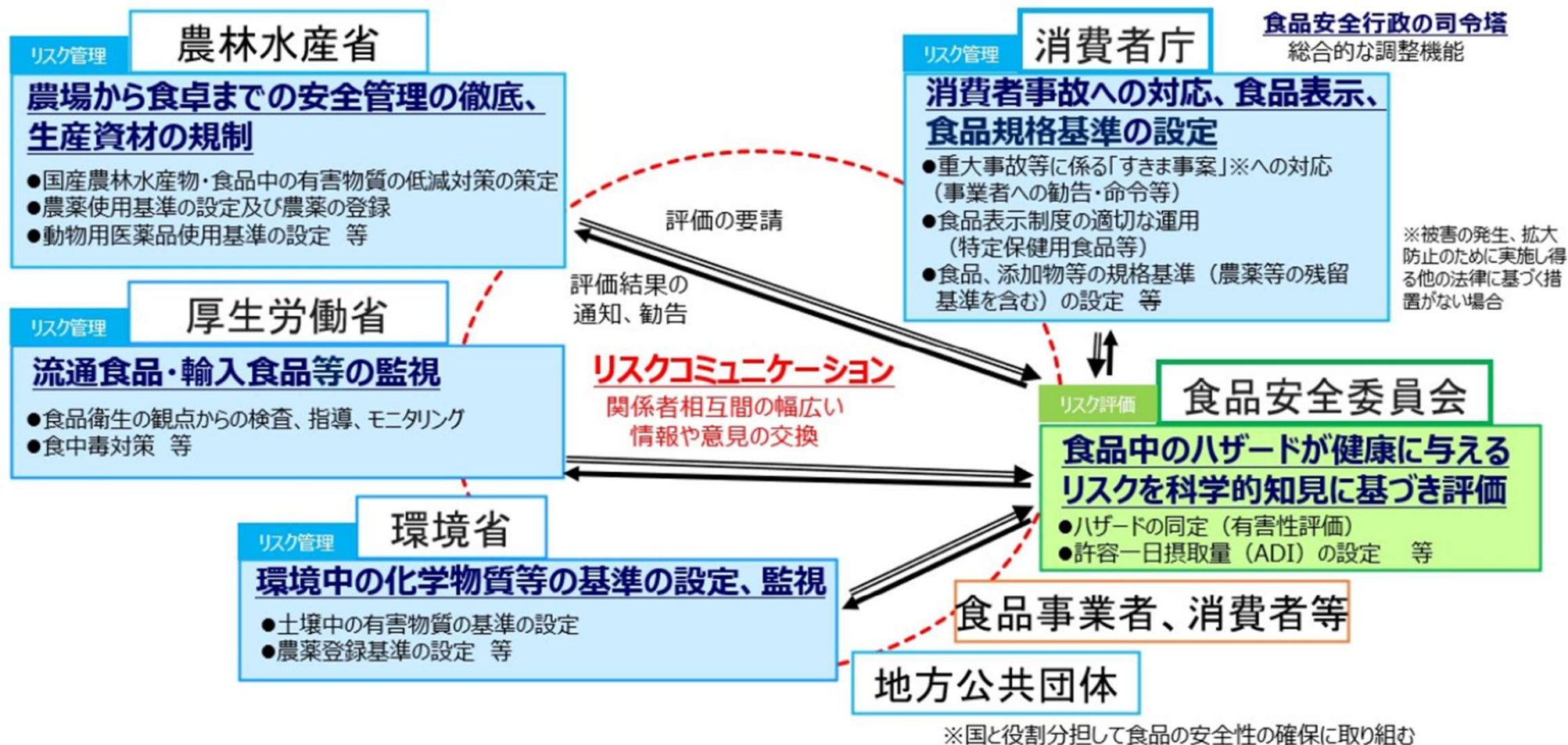
## 2. 政策立案内容（水質基準の策定等）の問題

政策内容を決定するのに、科学的、倫理的、複眼的、正確性、多角的な観点とともに予防原則が適用されているかが重要

**<参考> 1999年6月に中央環境審議会環境保健部会/生活環境審議会/食品衛生調査会が「ダイオキシンの耐容一日摂取量（TDI）について」を決定したときの評価との比較検証を行うよう求める。⇒今回のPFAS評価は内閣府食安委単独での評価で、次頁の省庁間の連携が行われていない。**

## 各省庁との連携

### 我が国における食品安全行政の体制



※平時は上記の取組等を通じて国民の健康への悪影響を未然に防止。食品の摂取を通じて人の健康に係る重大な被害が生じたり、生じる恐れがある緊急の事態が発生した場合は、必要に応じて消費者庁が司令塔となり、関係省庁等が連携して対応。

食品安全委員会とリスク管理機関との役割分担について  
(指定要請を受けて食品衛生法に基づき食品添加物を指定する場合)

